

食品加工用機械をお使いのお客様へ重要なお知らせ

平成 25 年 10 月 1 日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されました。

食品加工用粉砕機・混合機の対策

安全カバーが装備されていない
縦型ミキサーに対策が必要です。

ミキサーを
確認して下さい



このようなタイプの
ミキサーに安全
カバーを装備し、
使用・販売する
必要があります。



労働安全衛生法

食品加工用粉砕機・混合機の対策に明記されています！

(労働安全衛生法 第 20 条、第 43 条、第 119 条の 1、労働安全衛生規則 第 25 条第 1～2 項、
第 130 条の 5、製造物責任法(PL 法) 第 3 条)

弊社の安全カバーを装備すると、カバーを閉じないと回転部が動かないので
より安全性が高まります。



食品加工用ロール機の対策

ロール部分（投入口）に覆い、囲い
等を設ける必要があります。弊社の
1991 年製以前のモルダーには「覆い、
囲い」が装着されていないので対策が
必要です。

モルダーを
確認して下さい



2008 年以降に製造されたモルダーには
「急停止装置を内蔵した安全ホッパー」
が搭載されています。安全衛生規則の
要求をはるかに上回るより高い安全性が
あるので、装着をお勧めいたします。